



発行 新潟県

第51号

令和5年7月4日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 789 自衛官の令和5年度募集(市町村課)
- 790 知事指定薬物の指定の失効(感染症対策・薬務課)
- 791 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 792 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 793 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群及びずわいがに日本海系群B海域に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量(水産課)
- 794 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 795 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 796 道路の区域変更(道路管理課)
- 797 道路の区域変更(道路管理課)
- 798 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 799 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 800 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 801 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 802 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

公 告

大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の公告(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の公告(病院局経営企画課)

告 示

◎新潟県告示第789号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官又は二等空士として採用する航空自衛官及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員の募集を次のとおり行う。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象 者				募 集 期 間
種 目	試験月	要員区分	採用予定数	
一般曹候補生(※1)	9~10月	陸自男女 海自男女 空自男女	令和6年3・4月入隊 約90名(新潟県)	令和5年7月1日から9月5日まで
	12~1月			令和5年9月6日から11月30日まで
自衛官	9~10月		令和6年3・4月入隊	令和5年6月23日から9月8日まで

候補生 (※1)	11月		約110名(新潟県) (上記の時期以外でも入隊が可能。詳細は自衛隊新潟地方協力本部まで問い合わせること。)	で
	12月			令和5年9月9日から11月2日まで
	1～2月			令和5年11月3日から11月28日まで
	2～3月			令和5年11月29日から令和6年1月23日まで
航空学生 (※2)	9～12月	海自男女 空自男女	令和6年3・4月入隊 海上自衛隊：約74名 航空自衛隊：約72名	令和5年7月1日から9月7日まで

※1 一般曹候補生及び自衛官候補生の応募資格  
採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者  
32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

※2 航空学生の応募資格  
令和6年4月1日現在、海上自衛隊は18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊は18歳以上21歳未満の者  
高等学校等卒業者又は高等学校等卒業者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者

2 試験期日及び試験会場

種目	試験月	試験期日	試験会場
一般曹候補生 (※)	9～10月	1次：令和5年9月15日～17日 2次：令和5年10月15日～18日 (上記のうち指定する1日)	受験案内でお知らせ
	12～1月	1次：令和5年12月9日・10日 2次：令和6年1月8日～10日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)
自衛官候補生 (※)	9～10月	Web試験(筆記試験及び適性検査) 令和5年9月21日～24日 (上記のうち選択する1日)	
		口述試験及び身体検査 令和5年9月29日～10月2日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 陸上自衛隊新発田駐屯地
	11月	Web試験(筆記試験及び適性検査) 令和5年11月10日～12日 (上記のうち選択する1日)	
		口述試験及び身体検査 令和5年11月18日・19日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 陸上自衛隊新発田駐屯地
	12月	Web試験(筆記試験及び適性検査) 令和5年12月6日～8日 (上記のうち選択する1日)	
		口述試験及び身体検査 令和5年12月16日・17日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 陸上自衛隊新発田駐屯地
	1～2月	Web試験(筆記試験及び適性検査) 令和6年1月31日～2月2日 (上記のうち選択する1日)	
		口述試験及び身体検査	陸上自衛隊高田駐屯地

	2～3月	令和6年2月10日・11日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊新発田駐屯地
		Web試験(筆記試験及び適性検査) 令和6年2月26日～28日 (上記のうち選択する1日)	
		口述試験及び身体検査 令和6年3月2日・3日 (上記のうち指定する1日)	陸上自衛隊高田駐屯地 陸上自衛隊新発田駐屯地
航空学生	9～12月	海上自衛隊 1次:令和5年9月18日 2次:令和5年10月14日～19日 3次:令和5年11月17日～12月13日 (上記のうち指定する1日) 航空自衛隊 1次:令和5年9月18日 2次:令和5年10月14日～19日 3次:令和5年11月11日～12月14日 (上記のうち指定する1日)	受験案内・1次試験合格通知・2次試験合格通知でお知らせ

※ 採用予定数に達した場合、採用試験を実施しない場合がある。

3 応募手続

(1) 郵送又は持参による応募

自衛隊新潟地方協力本部(出張所、地域事務所、募集案内所等を含む。)で志願書類を受領し、必要事項を記入した後、自衛隊新潟地方協力本部に郵送又は持参すること。

(2) インターネットによる応募

自衛官募集ホームページからインターネット応募サイトへアクセスし、必要事項を入力した後、送信すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、自衛隊新潟地方協力本部(出張所、地域事務所、募集案内所等を含む。)まで問い合わせること。

◎新潟県告示第790号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-[ (4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール(通称名: Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene)及びその塩類
- (2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン(通称名: 3-CPM、3-Chlorophenmetrazine)及びそれらの塩類
- (3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名: 4F-ABINACA、4F-ABUTINACA)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和5年7月1日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用

する。

◎新潟県告示第791号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
沼田 彩花	眼科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	R5.7.1	第15条第1項の 医師に指定した
犬飼 友哉	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	北蒲原郡聖籠町諏 訪山997番地	〃	〃
北條 篤志	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	北蒲原郡聖籠町諏 訪山997番地	〃	〃
黒田 拓馬	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	北蒲原郡聖籠町諏 訪山997番地	〃	〃
清水 蓉子	耳鼻咽喉科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁 目2番8号	〃	〃
丹野 侑斗	内科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177番地 1	〃	〃
佐藤 大貴	内科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177番地 1	〃	〃
藤戸 信宏	内科	村上総合病院	村上市緑町五丁目 8番1号	〃	〃
佐藤 和茂	内科	村上総合病院	村上市緑町五丁目 8番1号	〃	〃
岩田 光浩	眼科	医療法人社団岩田眼 科医院	三条市東裏館1丁 目9番21号	〃	〃
小柳 彰	呼吸器外科	立川総合病院	長岡市旭岡1丁目 24番地	〃	〃
佐藤 哲彰	心臓血管外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目 297番地1	〃	〃
野尻 俊介	内科	見附市立病院	見附市学校町2丁 目13番50号	〃	〃
中林 大器	小児科	国立病院機構新潟病 院	柏崎市赤坂町3－ 52	〃	〃
西牧 謙吾	小児科	国立病院機構新潟病 院	柏崎市赤坂町3－ 52	〃	〃
清水 宗之	小児科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ 花457番地1	〃	〃
井口 英幸	小児科	上越総合病院	上越市大道福田616 番地	〃	〃
正印 航	循環器内科	上越総合病院	上越市大道福田616 番地	〃	〃
正印 恭子	循環器内科	上越総合病院	上越市大道福田616 番地	〃	〃
國上 千紘	小児科	上越総合病院	上越市大道福田616 番地	〃	〃
長櫓 広規	外科	上越総合病院	上越市大道福田616 番地	〃	〃

七谷 直紀	泌尿器科	上越総合病院	上越市大道福田616番地	〃	〃
荻野 万里	内科	上越総合病院	上越市大道福田616番地	〃	〃
島田 長茂	内科	上越総合病院	上越市大道福田616番地	〃	〃
前田 千尋	耳鼻咽喉科	上越総合病院	上越市大道福田616番地	〃	〃
阿部 駿	眼科	立川総合病院	長岡市旭岡1丁目24番地	〃	〃
倉重 理絵	呼吸器内科	上越総合病院	上越市大道福田616番地	〃	〃
祐川 健太	外科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457番地1	〃	〃
池上 いちこ	脳神経内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	〃	〃
富山 泰行	整形外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	〃	〃
丸山 俊太郎	内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	〃	〃
金丸 優	脳神経外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
大溪 一孝	整形外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
中枝 武司	腎臓内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
宮島 誠	眼科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
木村 堯	耳鼻咽喉科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	〃	〃
坂口 裕太	循環器内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	〃	〃
大野 佑樹	耳鼻咽喉科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	〃	〃
中野 雅人	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
渡邊 和樹	内科	新潟県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎6412-1	〃	〃

## ◎新潟県告示第792号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和5年7月4日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
関 剛	内科	介護老人保健施設 国府の里	上越市五智4-7-21	R5.5.18
遠藤 信也	内科	十日町市国民健康 保険川西診療所	十日町市高原田201番地4	R5.6.1

三間 孝雄	内科 呼吸器科	三間内科医院	長岡市中島5丁目7番54号	R5.6.7
-------	------------	--------	---------------	--------

◎新潟県告示第793号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群及びずわいがに日本海系群B海域に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花角 英世

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群及びずわいがに日本海系群B海域に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まさば・ごまさば漁業	現行水準

- 2 ずわいがに日本海系群B海域

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ずわいがに漁業	479トン

◎新潟県告示第794号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営吉里地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間

令和5年7月5日から令和5年8月2日まで

- 3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

- 4 その他

- (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営中之島第1地区農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦

覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和5年7月5日から令和5年8月2日まで
- 3 縦覧に供する場所  
南魚沼市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第796号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字中ノ又澤853番8から	新	6.0~15.8メートル	64.2メートル
同市宇津野字中ノ又澤853番8まで	旧	6.0~15.8メートル	63.9メートル

◎新潟県告示第797号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 352号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市宇津野字中ノ又澤853番8から	新	6.2～16.5メートル	43.1メートル
同市宇津野字中ノ又澤853番8まで	旧	6.0～6.7メートル	43.1メートル

◎新潟県告示第798号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
種類 長岡都市計画用途地域（長岡市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第799号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
種類 長岡都市計画用途地域（見附市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第800号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）  
名称 長岡 浦工業団地地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第801号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）  
名称 中之島中央産業団地地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課



## ◎新潟県告示第802号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 長岡都市計画地区計画（見附市決定）  
名称 上新田・新幸町地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年7月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 上越ウイングマーケットセンター  
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地  
設置者 株式会社パティオ 他7者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 合同会社シェア 代表社員 田村芳夫  
(変更後) 合同会社シェア 代表社員 邦興商事株式会社
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社三愛 三条市東裏館二丁目15番5号 他1者  
(変更後) 株式会社三愛 三条市林町二丁目16番29号 他2者
- 3 変更年月日
  - (1) 令和5年1月4日
  - (2) 令和4年11月23日 他
- 4 変更の理由
  - (1) 設置者の代表者変更のため
  - (2) 小売業者の住所及び代表者変更、小売業者の出店のため
- 5 届出年月日  
令和5年6月20日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和5年7月4日から令和5年11月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、バイポーラ凝固止血器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年7月4日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

バイポーラ凝固止血器 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和5年12月31日（日）

## (4) 納入場所

新潟県立中央病院 手術室

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年7月12日（水）午後5時15分

## 4 入開札の日時及び場所

令和5年7月18日（火）午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂1

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、保温庫・保冷库・冷凍庫の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年7月4日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

保温庫・保冷库・冷凍庫 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年1月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 手術室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

---

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年7月12日(水)午後5時15分

4 入札の日時及び場所

令和5年7月18日(火)午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。